

北条重時家訓考

山本博也

はじめに

鎌倉時代の中期、幕府において六波羅北方および連署をつとめた北条重時の遺した家訓として、『六波羅殿御家訓』(全四十三カ条、以下『御家訓』と記す)と『極楽寺殿御消息』(全九十九カ条、以下『御消息』と記す)の二つが伝えられている。⁽¹⁾ 今日知られる最古の武家家訓である。

先に私は「六波羅殿御家訓にみる都市の風景」と題して、『御家訓』について、いささか考察するところがあった。⁽²⁾

ここでは『御家訓』の内容について、次の三点を著しい特色として抽出した。

(一) 表現がすぐれて具体的・現実的であり、場合場合に

おいてとるべき態度を懇切に指示していること。

(二) 得宗家や傍輩ばかりでなく、従者に対しても非常な気遣いを示していること。

(三) 世間の評判を強く意識していること。

『御家訓』は重時が嫡子長時のために作成したものであるが、その成立時期については二説ある。一つは、「長時が元服して始めて公界へ門出した頃」とみる寛泰彦氏の説、⁽³⁾ いま一つは、それより数年後の重時の六波羅離任(宝治元年、この年長時は一八歳)にごく近い頃とみる桃裕行氏の説であるが、右の(一)の特色は、寛氏説のように、これから初めて一人前の武士として社交の世界に入ってゆこうとする長時に、よりふさわしいものと考えた。

また右の(二)(三)の特色は、当時の上層武士が、所属する縁故集団から、⁽⁵⁾ いわば心理的に切り離された個として存在す

るようになった状況を反映したものととらえた。

結論として『御家訓』は、重時が、個としての危うい存在としての自己を深刻に受けとめ、強い緊張感をもって作成したものと考えた。

その重時が生き、長時が生きねばならなかった場、すなわち自己の所属する縁故集団から離れ、個として生きる人々が、自己の人間性と才覚をたよりに生きねばならない場を都市的な場としてとらえ、表題としたのが前稿であった。

以上の前稿をふまえ、本稿では、いま一つの家訓である『御消息』をも視野に入れて検討し、北条重時家訓の特質とその成立の意義について若干の考察を試みたい。

ところで、『御消息』については、次の点では諸家の説が一致している。

(イ) 重時が出家（康元元年・一二五六年、五九歳）した後、没する（弘治元年・一二六一年、六四歳）までの間に作成されたものであること。

(ロ) 長時・時茂・業時・義政らの子息たちや子孫のために作成されたものであること。

また桃氏や寛氏によって、次のような点も指摘されてい

る。⁽⁶⁾

(i) 『御消息』には、『御家訓』にみられなかった仏教的（宗教的）色彩が濃い。

(ii) 『御家訓』では相対的な道德規範であったものが、『御消息』では絶対性を帯びた道德律にまで高められている。

(iii) 『御家訓』には現実生活に即した具体的な教訓が多いのに対し、『御消息』では抽象的で類型的な教訓が多い。

これらは概ね妥当な指摘だと思われるが、なお行論の中で私なりに検討を加えていきたい。

なお、両家訓には「重時の出家と云ふ宗教の関門をくぐった前と後との為の考方⁽⁷⁾の相違の現はれ⁽⁷⁾」がある、あるいは『御消息』は、「六波羅殿御家訓とは違つて、内面的な治者としてのより高い自覚を示すもの⁽⁸⁾」というように、二つの家訓の間で、重時の思想に大きな段階的変化があったとも説かれるが、この点については異を唱えることになる。

『御家訓』は「振舞思ベキ様⁽⁹⁾」を、『御消息』は「心にも思ひ、身にも振舞たまふべき条々⁽¹⁰⁾」を教訓したものであるが、その多くは、誰かに対する「振舞思ベキ様」「心にも思ひ、身にも振舞たまふべき条々」についての教訓である。

では、誰に対する振る舞い方について教訓されているのか。それを、被教訓者にとっての(1)主・親カタ、(2)従者、(3)傍輩、(4)家族・親族、(5)その他、に分けて両家訓を比較しながら検討してみよう(数字は、その人物に対する振る舞い方が教訓されている条項の番号である。)

(1) 主・親カタ

〈御家訓〉

主 1、30

親カタ 19、24、28

〈御消息〉

主 2、52、98

主人 2、22、32、96

君 2、44、56

公方 54

ここに見える「主」「主人」「君」「公方」は、具体的には將軍を指すと考えられる。『御家訓』では二件、二カ条にし

か見えなかったが、『御消息』では九カ条に十一件見えている。全体の条数に対する割合からいっても、『御消息』ではかなり高くなっている。また「親カタ」は北条得宗家の人物を指すと考えられるが、『御消息』には全く見えていない。

『御家訓』では、將軍への対し方としては、「仏・神・主・親ニ恐ヲナシ」(家1)⁽¹¹⁾、「主・親ノ召ス時、サビガタナヲ抜キテ参ラセツレバ、思ヲトサルナリ」(家30)とあるばかりで、將軍への直接の対応のし方は何も述べられていない。これに対し、得宗家の人物への対応のし方については、親カタから馬を贈られた際には、庭に下りて、轡に手をかけて自ら受け取れ(家19)、親カタに同席してはならない、やむを得ない場合は、誰か一人を間に座らせて、その次に座るようにせよ(家24)、親カタが他の人々と狭い部屋にいるような時は、特別な用事がなければその部屋に立ち入ってはならない(家28)というように、きわめて具体的に教訓している。

それらの理由を、前稿では次のように考えた。『御家訓』が作成された時期は、執権政治が確立し、さらに得宗専制へと移行しようとする時期に当たっていた。その間にあつ

て、重時の兄弟である朝時、政村、実泰および朝時の子息光時は、何らかの政治的事件にまきこまれていた。このように重時の家も、得宗家との関係が微妙な、危うい存在だった。このために重時は、得宗家に対して異常なまでの慎重さ、気遣いを示したのである。一方、将軍に対しては、重時の甥の光時が、前將軍頼経と結んだ陰謀事件によって配流されるなどしており、重時にとって、將軍家との深い接触はむしろ忌避すべきものであった、と。

それでは『御消息』において、「親カタ」が全くとりあげられず、將軍への対応のし方に関する条項が多くなったのはいかなる理由によるのだろうか。しかも『御消息』では、傍輩が主人から勘当されたような場合には、とりなして、赦免を嘆願せよ(消22)、主人と一緒に騎馬打ちをする時、夜道・山道の用心のことについては主人の下知に従え(消32)、主人や親を見送る際には、後姿が見えている間は、その方へ向いてかしまり、礼をせよ、その間に立ち上がったたり、弓を射たりしてはいけない(消52)、主人の発言であっても、不穏当な発言についてはよく諫めよ(消96)、主人・親の前で数珠をくったり、片手を懐へ入れたり、大口をあけて物を食べ、楊子をつかい、つばを遠くに

吐いたり、いねむりをし、口をあけ、舌を出したりするのは大へん不作法だ(消98) というように、將軍との具体的な交際の場面での教訓が示されている。

そこで、名越光時の陰謀が発覚し、前將軍頼経が京都へ追放された寛元四年(一二四六)以降、重時が没する弘長元年(一二六一)までの間における、幕府権力の掌握をめぐる確執をみてみよう。⁽¹³⁾

建長三年(一二五一)に、頼経を將軍に復帰させ、足利泰氏を執権にすえるという陰謀が発覚し、翌年、頼経息の將軍頼嗣が京都へ追放され、後嵯峨院の皇子宗尊(十一歳)が將軍に迎えられた。一二五六年には重時が出家し、連署は政村となった。ついで執権が時頼から長時に交替した。しかしその後も幕府の実権は時頼の手にあり、それは一二六三年の時頼の死まで続いた。

してみると、重時没年に近い頃というのは、得宗時頼によって権力掌握がなされ、権力構造が相対的に安定していた時期とみられる。將軍はもはやかつてのような、反得宗勢力の拠点となる程の力もなく、したがって將軍との交際も特に忌避する必要がないばかりでなく、嘆願したり、諫めたりできる存在になったということであろう。

一方、得宗家との交際についていえば、いまや北条氏長老としての重時の地位は不動であったろうし、長時は執権職を襲っており、しかも得宗家の嫡男時宗は重時の外孫であってみれば、『御家訓』作成時のようにピリピリする必要がなくなつたとも考えられる。しかし、時宗は幼少であり（重時没時で十一歳）、少しのちには北条（金沢）顕時が霜月騒動に連座して配流されていることからすれば、やはり依然として、得宗家との交際には神経を使う必要があるのは『御家訓』作成時と同じであつたろう。したがって「親カタ」のことが『御消息』にみえないのは、むしろ『御家訓』にすでにくわしく説いてあるから再説しなかつたのだと考える方が妥当ではなからうか。

(2) 従者

〈御家訓〉

〈御消息〉

召仕ハン者	2	めしつかふもの	64
仕フ者	5	具したらんずる下部	12
召仕フモノ	22	下部	25
召仕ハン侍・雑色・中間		わが下部	26
1		人の下部	26
我が若党	15	百性 ⁽¹⁴⁾	74、75

召仕フ若党 16

百性の従者 74

格勤ノ若ラン 5

恩シタラン者 9

我が恩セデ親ノ仕フ者

17

中間体ノ者 5、21

我下人 39

偷閑^(あからさま)ニ行合テアラン

人ノ下人 39

一見してわかるように、『御家訓』は従者に対しての振舞い方を説くことに大へん熱心である。全四十三カ条中十カ条でとりあげている。しかも従者について、「若党」「若ラン」「侍」「雑色」「中間」「下人」「召仕フモノ」など多様な表現が用いられている。これに対して『御消息』では、とりあげられた条数も全九十九カ条中六カ条と少く、その表現も「めしつかふもの」「下部」「百性」のみである。

内容をみれば『御家訓』の「格勤ノ若ラン、及中間躰ノ者ヲバ、小々ノ咎ヲバヲシ、ヅメテ、スコシヲトス様ニ云テ、細々ニ勘当スベカラズ」(家5)と『御消息』の「はら

の立ゝん時、下部を勘当すべからず」(消25)は同趣旨だといえる。また『御消息』に、召し使う者に対してもあまりやかましく教訓してはいけない(消64)とあるのも同じよう。さらに『御家訓』に「時トシテ何ニ腹立事アリトモ、人ヲ殺害スベカラズ」(家4)とあるのも、この場合の「人」は重時・長時の刑罰権に属する者、すなわち従者であって、趣旨は右と同じである。⁽¹⁵⁾

要するに従者に対して、威圧的な態度をとらず、「凡テ人ヲハグ、ミ、要ニ立^(た)ヌ者ヲコラサズ、惣テ心広ク」(家1)、領所からきた百姓にも酒を飲ますなどしていたわるようにせよ(消74)というのが、両家訓に共通してみられる、従者に対する態度である。

しかし、『御家訓』においては、ただそればかりではなく、一方では、気むずかしい者は召し仕ってはならない(家1)、分別ある従者でなければ大事なことを相談してはいけない(家2)、すぐれた従者の前では、家の中であつても身なりをきちんとしてすきを見せないようにし(家22)、心の中を見すかされないようにしなければならぬ(家16)とするなど、細かい配慮がなされている。

まさに『御家訓』は、従者に対する対し方について教訓

することが、主たる目的の一つだったことがうかがえる。しかもそれは、部下統率のための功利的手段といったものではなく、重時のいわば心理的孤立からくるものであったことを、前稿では論じたのであった。

(3) 傍輩

〈御家訓〉

殿原 12、15

〈御消息〉

傍輩 22、31

友 93

傍輩・友人に対する振る舞い方という形で特にとりあげた箇条は、両家訓とも多くはない。

しかし、『御家訓』の第十二条「酒ナンドアランニ、^(ひまげ)一提ナリトモ、一人シテ飲ムベカラズ。便宜アラン殿原モラサズ召寄テ、一ドナリトモ飲マスベシ。サレバ人ノナツカシク思付也」は、きわめて具体的に、細やかな気遣いを示しており、『御家訓』の特色を見事に表わした箇条といえる。それに対して『御消息』は、傍輩が主人から咎めを受けたような時はとりなしてやるように(消22)とか、「友をあざむくべからず」(消93)とか、抽象的・義理的な内容になっている。

(4) 家族・親族

〈御家訓〉

〈御消息〉

親	1、18、29、30	親	4、24、52、98
妻子	1	父	24
眷属	1	母	24
		継母	24
		妻	50
		妻子	56
		子ども	64
		兄	55
		兄弟	62
		惣領	55
		庶子	54、55
		六親	55
		親類	54、64
		一門	54

先程の「(2)従者」の場合とは逆に、家族・親類に対する振る舞い方を説くことにおいては、『御消息』が圧倒的に熱心である。全九十九カ条中の十カ条において、十九件述べられている。この他にも行文中には、「父母」「親子」「子」「子孫」「継子」「弟」「弟(おととこ)子」「祖父」といった言

葉が随所にみられ、『御消息』が家族・親族関係をいかに重視していたかがわかる。

内容をみれば、「仏・神・主・親ニ恐ヲナシ」(家1)、「親ノ言ム事ヲバ、何ニ僻事ト思トモ、一度モ違ウベカラズ」(家18)、「親の教訓をば、かりそめなりとも違へ給ふべからず」(消4)と、親に対しては無条件に従えとする点で、両家訓は完全に一致している。ただ『御消息』においては、親を喜ばすのは「孝の子」であり、親をなげかすのは「不孝の子」である(消4)、あるいは「親の心にかなふは、仏・神の御心にかなふにひとし」(消24)のように、親に従うべきことの理由づけの説明を試みようとしており、これは『御家訓』にはみえないところである。

また父親の妻子に対する態度としては、『御家訓』では「常ニウチ咲テ、怒レルスガタ見ユベカラズ」(家1)、『御消息』では、「わが妻子の物を申さん時は、能々聞ゝ給ふべし。ひが事を申さば、女わらんべのならひなりと思ふべし。又道理を申さん時は、いかにもかんじ、『これより後も、かやうに何事もきかせよ』といさめ給ふべし。女わらべなればとて、いやしむべからず、……又おさなきとていやしむべからず」(消56)とあって、両家訓とも、やさし

く、おだやかに振る舞うべきことが説かれている。

なお『御消息』には、『御家訓』にみられなかった、惣領・庶子のあり方が教訓されている。すなわち惣領は、「庶子を心やすくあら」しめ、「一門・親類を育」み、礼を失ってはならない(消54)、一方庶子は、惣領を「主とも、親とも、神・仏とも」思え(消55)と説いている。

(5) その他

① 身分・職掌により認識される人

〈御家訓〉

恥アル者 5
恩セザラン侍 40

〈御消息〉

はぢあらん人 74、90
いやしき(人) 11、33、53
71

賤の女 90
うやまふ人 52
商人 40
道の者 68
白拍子 68
傾城 69
けいせいをとめ 68
夫 59

② 男・女の区分により認識される人

〈御家訓〉

女 13

〈御消息〉

女 50
女房 10、11、12
女わらんべ(女わらべ) 56

③ 年令によって認識される人

〈御家訓〉

児 11

〈御消息〉

④ その他の人

〈御家訓〉

散所ノ人 9

〈御消息〉

奉公もなからん人 66

ヨソノ人 9

旅人 80、91

主(馬の贈り主)
(あからさま)

をくれなげかん家 30

儉 閑 二行合テアラ

民 13、44、56

ン人 39

万人 9

万人 1

世間 92

世間 3、16
 人 頻出
 世 9、13、97
 人 頻出

⑤神仏

〈御家訓〉

神 1
 仏 1
 神 1、46、51、85
 仏 1、46、51、85

⑥動物

〈御家訓〉

馬 59、86
 荷付馬 11

〈御消息〉

あやしの虫けら 45
 生ある物 34
 物の命 34

右の整理から明らかかなように、『御消息』は、より広範な人々に対する振る舞い方を、さらには動物に対する対し方をも問題にしていることがわかる。

まず、『御消息』では、『御家訓』にはみられなかった身分の人たちへの振る舞い方が教訓される。沙門、商人、傾城、白拍子、物乞などである。

ここで説かれていることは、「出家を誹謗する事あるべ

からず、……、一切の沙門をば、よきあしきところにいるはずして、生身の仏とおが「め(消3)」と、僧侶に対してはひたすら尊敬することであり、また「いやしき人なりとも、道のはたにあまたあらん時は、案内をいふべし(Ⅱ挨拶をせよ)」(消33)、物乞に対しては物を与え、「あはれみ」の言葉をかけ、「じやけんの言葉」を出してはならない(消72)と、卑賤の者をもさげすまないということである。なお、傾城・白拍子に対しては、「法にすぎてなれくしき言葉をいふべからず」(消68)、「一夜のことはいかほどかあるべき」(消69)とさめた見方をしている。

なお、『御家訓』の「人の作り物フマセ損ズル事、^(ゆめゆめ)努々^(ゆめゆめ)停止スベシ」(家43)と『御消息』の「つくり物などをすこしも損さし給ふべからず」(消45)は、実質的には農民に対する濫妨の戒めだといえる。

次に、『御消息』には、『御家訓』にはみられなかった、女性に対する振る舞いの注意がみられる。道で行き合った時、「殊に荷付馬・女房・児などにはひきもよけ、おりても通すべし」(消11)、「女房などのたち忍^(しのび)たる所をば、返々見⁽¹⁶⁾ずして通るべし。見ぬよしをすべし」(消12)などであり、弱者に対する思いやりといってよからう。

右の「④その他の人」の項では、『御消息』には「世」「民」という表現がみられ、自らを為政者として位置づける視点があるといえよう。

他人に対する振る舞い方として教訓される内容は、両家訓でほぼ共通している。それは次の四点に要約されよう。

(i) 皆と融和すること

「万人ニ昵^(むつ)ビ、能ク思ハレ、皆人ゴトニ漏サズ語ヲカケ」(家1)

「よき人には申におよばず、あしき人にもよくあたり候へ」(消37)

(ii) 人を支援すること

「凡テ人ヲハグ、ミ」(家1)

「世をも民をもたすけ候へば、見る人きく人思ひつく事にて候」(消13)

「我は身をさりても、人の用をきくべし」(消35)

「人の用を仰せられん時は、用を仰せ候ことのうれしさよと思ひて、やがて借給ふべし」(消35)

「三十より四十・五十までは、君をまぼり、民を育み」(消44)

「いかにも人のため、世のためよからんと思ひ給ふべ

し」(消97)

(iii) 人を敬うこと

「^(かまえ)構テ我身ヲバヒゲシムベシ。タトヒ劣ナル人ナリ

トモ、人ニハ敬ヲ^(うやまい)」(家7)

「タゞイクタビモ人ヲ敬タルニ苦シカラズ」(家16)

「我をうやまふ人のあらん時は、其人よりも猶したをうやまふべし。又われをうやまはぬ人なればとて、う

やまはざらんもあしき事也」(消27)

「人と道にてうちあひたる時は、いそぎ弓をとりなおし、うやまわ^(ばカ)ゆんでにひきよけて礼をすべし。

…、人より礼をすごしてすべし」(消53)

(iv) 人を批判しないこと

「大方人ノ上ヲ云事アルベカラズ」(家15)

「人のうしろ事、返々の給ふべからず」(消23)

「たはぶれなればとて、人の難をいふべからず」(消

89)

「⑤神仏」については、『御家訓』では、第一条冒頭に

「仏・神・主・親ニ恐ヲナシ」と抽象的に記されるのみだが、『御消息』では四カ条に記され、しかも内容は具体的

ある。

「仏・神を朝夕あがめ申、心にかけてたてまつるべし」
(消1)

「ことに六齋日・十齋日には、……、齋も精進潔齋して、神・仏にみやづかふべし」(消46)

「仏・神の御前をとおり、又は沙門にゆきあひ申候はん時は、馬よりおり給ふべし」(消51)

「貪欲をすて、正直ならんと、神にも仏にもいのるべし」(消85)

右以外でも『御消息』の行文中には、神・仏ないしは宗教的語句が大へん多く使われている。ちなみに「神」もしくは「仏」の語が出てくるのは、『御消息』全九十九カ条中二十一カ条に及んでいる。

最後に、『御消息』には、動物に対する対処のし方についての教訓も含まれている。⁽¹⁷⁾

「旅などにて、夫・馬などに、重く物もたすべからず」(消59)

道で荷付馬に出会ったら、こちらからよけよ。(消11)

「馬にのりて、たかき坂をゆかん時は、……、とどめてやすむべし。よわき馬などにてたかき坂をばおりてひかすべし」(消86)

「わが用にもたゝぬ物の命を、いたづらに殺す事あるべからず」(消34)

「あやしの虫けらも命をばおしむ事我にたがふべからず」(消45)

これらは仏教的慈悲心あるいは宗教的生命尊重思想にのっとったものであることは明らかだろう。

さて、以上の検討の結果、『御家訓』と『御消息』はそれぞれ、主として誰に対する振る舞い方を教訓しているのが明らかになったといえる。

すなわち『御家訓』は主に、従者と「親カタ」¹⁸得宗家の人たち、および傍輩に対しての「振舞思べき様」が述べられている。

一方『御消息』は主に、家族・親族と社会一般の人たちと「主」¹⁹將軍と神・仏、および傍輩に対しての「心にも思ひ、身にも振舞たまふべき条々」が述べられている。

右のことを模式的に示せば左図のようになる。

また『御家訓』と『御消息』に同じテーマの条項がある場合には、その教訓内容はだいたい一致している。

である。家族の場合は基本的に親しい間柄だし、社会一般の人々の場合は基本的に親しくはないのだから、家族や社会一般の人たちに対する振る舞い方を多く問題にする『御消息』では、親疎の表現はあまり問題にならないのである。

(2) 器量

〈御家訓〉

器量ニアラザラン者	2	おとなしき人	5、28、42
ヲトナシキ(カラン)者		そぞろなる人	76
(人)	22、36、40、2	つねの人	32
サモサモシ(カラン)人		さるべき人	11
2		心ある人	16、83
ゲニゲニシキ人	32	経録など文字をも能知り心	
尋常ノ人	8	得たらん人	15
若ヲトナ	31	よく書く人	60
故実ノ仁	11	心ざまのよき	49
目カシコキ人	31	あしき	49
耳カシコキ人	35	心を正直にもつ人	47
有心ノ人	8	かうの物 <small>(者)</small>	87
サル者ト知ラレタラン		愚痴の者	77

〈御消息〉

19	見めわろき	69	
エセ者	6	よき	69
劣ナル人	7	わが用にもたたぬ物 <small>(者)</small>	34
要ニ立ヌ者	1	我がためのよき人	37
サハヤカナラン	21	わろき人	37
手ガロキ	21	あしき人	37
		孝の子	4
		不孝の子	4
		よき(子・人)	54、4、76
		よからむ(人)	76
		あしき(人)	54、76
		わろからん子	4
		善人	62
		悪人	62
		賢人	41、43、71
		聖人	56、64
		人の品	74

器量に関する表現は、両家訓ともにかなり多いといえる。ただ、『御消息』には、「よき」「あしき」とか、「孝」

「不孝」「善人」「悪人」といった抽象的・一般的な表現が多いのに対し、『御家訓』には、「故実ノ仁」「目カシコキ人」「耳カシコキ人」といった具体的・個別的な表現が多い。これはやはり、『御家訓』の世界である、従者や傍輩の世界における人間関係のシビアさの反映だといえよう。

(3) 尊卑・貧富・権勢

〈御家訓〉

〈御消息〉

貧ゲナル者(ナラン人)	高きいやしき	85
1、8	貴命	45
(尋常ノ人ノ)貧キ	代官	61
時ノ綺羅アル人	末座	81
時ノ綺羅モナク	長者	62
人ゲナキ者	貧者	62
サガリザマノ者	見ぐるしき人	16
	疲労の人	81
	わびしげ	74
	同じ程の人	18、53

尊卑・貧富・権勢に関する表現も、両家訓とも相応にあるといえる。ただ、『御家訓』の「貧ゲナル」「時ノ綺羅」「人ゲナキ」「サガリザマ」といった表現と、『御消息』の

「長者」「貧者」「高きいやしき」「見ぐるしき」といった表現を比較すれば、『御消息』は、より観念的であり、『御家訓』は、より実体的だといえよう。このことも前項と同じように、『御家訓』の世界における人間関係が、より強い緊張関係にあることを示すものであろう。

(4) 年令

〈御家訓〉

〈御消息〉

若人 <small>ワカキ</small>	若からん	5
年モ若ク	児	4、11
	いとけなからん	5
	おさあひ	5
	おさなき(人)	56、60
	老たる人	4
	老たる親	4
	廿ばかり、三十より四十・五十まで、六十にならば	44

年令に関しては、『御家訓』では、「若い」ことだけがとりあげられているが、『御消息』では、「おさなき」から「老たる」までがとりあげられている。これは家族・親族

が、『御消息』の主たる世界の一つであることの表われである。

以上の本節における検討結果によれば、交際する相手の人品・程度を識別・評価する表現は、『御家訓』においては、「親疎」「器量」において多彩であり、『御消息』においては、「年令」「器量」において多彩であった。

それは『御家訓』が、主として「従者」および「傍輩」の世界における振る舞いを問題とし、『御消息』が、主として「家族・親族」および「傍輩」の世界での振る舞いを問題としていることと符合している。

また、両家訓における表現を比較すれば、『御家訓』の方が、より具体的・実体的であり、『御消息』の方は、より抽象的・観念的であるといえる。

三

第一節では、誰に対する振る舞い方が教訓されているかを、両家訓について比較検討した。本節では、どういう場面における振る舞い方が教訓されているかを検討しておく。

(1)会席の場、(2)外出の場面、(3)家中にて、の三つの場面に分けて表にしてみた。(表中の数字は、関係する条数番号)

(1) 会席の場

事項	御家訓	御消息
遊興の席	8 14 34 35 38	7 8 10 28 81
会合の席	15 23 24 26 28 29 31 32	9
主・親の召す時	30	98
食事の作法	25 27	

(2) 外出の場面

事項	御家訓	御消息
身づくろい	32	16
身なり	36 37	17 18 19 20
外出のお供	21	95
馬打ち		31 32
路上にて	39 41 42 43	11 12 30 33 51 53 86
見送り		52
帰宅		70
他人の家にて		29
物を買う		40
勝負ごと		65
旅にて		59 80 91
傾城とのこと		68 69

(3) 家中にて

事項	御家訓	御消息
家中での振る舞い 贈り物を受けた時 領所から人が来た時 書状を出すこと 成敗の際	10 11 16 17 19 20	26 60 74 71 84

右の表で明らかのように、会席の場に関する教訓が『御家訓』には大へん多い。十六カ条にわたって載せられており、それは全箇条中の三分の一強である。会席で同席するのは傍輩や得宗家の人たちであり、そのような人たちにかに気を遣っていたかがわかる。つまり彼らは、たとえ遊興の席であっても、気のぬけない人たちだったのである。重時や長時の孤独感がいかに強いものであったかがうかがわれる。

教訓の内容をみると、『御家訓』の第八条、

酒宴ノ座席ニテハ、貧ゲナラン人ヲバ、上ニモアレ、下ニモアレ、コトバヲ懸テ、坐ノ下ニモアランヲバ、
「是へく」ト請ズベシ。足本ヲワクベカラズ。時ノ
綺羅ニヨリテ賞翫スベシ。殊ニ尋常ノ人ノ貧キヲバモ

テナスベシ。大方人品ヲ失フベカラズ。サレバ有心ノ人ハ感思也。又時ノ綺羅アル人ノ事ハ申ニヲヨバズ。此ノ両篇ヲ心得テ、親疎人ノ目ニタ、又躰ニ、何ヲモソラサズ振舞ベシ
と、『御消息』の第八十一条、

酒の座敷にては、はるかの末座までも、つねに目をかけ、言葉をかけ給ふべし。おなじ酒なれ共、情をかけたのますれば、人のうれしく思ふ事也。殊く疲勞の人には、情をかけてをく事なり。うれしさ限なきにより、人の用を大切にする也

とに、共通の考え方が示されている。

また、『御家訓』に、遊興の席で、芸能を自ら出しゃばってやってはいけないが、あまり堅く辞退するのもよくない(第十四条)、あまり真面目に堅苦しいのもよくない、時には人よりも楽しそうに振舞え(第三十四条)とあるのと、『御消息』に、遊興の席で、羽目を外したとしても、踏みとどまるべきところはわきまえよ(第二十八条)とあるのは、かしまっているのと、羽目を外すのと、いずれにせよ度を越してはならないということ、同じ趣旨が語られているといえよう。

外出の場面の教訓は、『御消息』の方に大へん多い。外出先で出会う人々は未知の、その場限りの人たちであり、またいろいろな階層の人たちである。商人もいれば傾城・白拍子もいる。第一節で「社会一般の人々」と分類した人々である。

内容についてみれば、『御家訓』に、「モノヲ著セムニモ、普通ノ人ノナベテキルヤウナル〔キルベシ〕」(第三十六条)「ヨキガ過ギタルモ、ワロキガ過ギタルモ、人ノ目〔立ツナリ。我が身ノホドヲハカラウベシ〕」(第三十七条)とあることと、『御消息』に、「出たち給ふべき事、いかなる人にも、さのみきたなまれず、又いやしきにも、まじはりよき程に出たち給ふべし」(第十六条)、扇や衣裳の紋・馬・太刀、具足などは目立つものはよくない(第十七・十八・十九・二十条)とあることが、衣裳や持ち物について、目立たないような、程々のものにせよとする点で共通している。

家中でのことについては、『御家訓』にやや多いが、その主たるものは、従者に対するもの(第十六条・十七条・二十条)および「親カタ」に対するもの(第十九条)である。

以上の本節の検討結果によれば、『御家訓』では、主とし

て、会席の場および家中における振る舞い方を教訓している点に特色があり、一方『御消息』は、主として、外出の場面における振る舞い方を教訓している点に特色があるといえる。

それは『御家訓』が従者、得宗家、傍輩に対する振る舞い方の教訓を中心とし、『御消息』が社会一般の人たちに對する振る舞い方の教訓を中心としていることと対応している。⁽¹⁹⁾

教訓の内容は、両家訓で共通のテーマに関しては、同じ趣旨の教訓がなされている。

四

以上三節にわたる検討から確認できたことを整理すれば次のとおりである。

- (1) 誰を対象とする振る舞い方の教訓かということ、
『御家訓』と『御消息』は、それぞれ主たる対象相手を異にしている。

『御家訓』——得宗家・従者・傍輩

『御消息』——將軍・家族と親族・社会一般の

人々・神仏・傍輩

(傍輩は共通)

殊に『御家訓』では、会席の場における傍輩および得宗家の人々に対する振る舞い方と、家中における従者に対する振る舞い方を説く点に特色がある。

『御消息』では、社会一般の人々に対する、したがって多く外出先での振る舞い方が説かれている点に特色がある。

(2) 『御家訓』では、従者と傍輩に対する親疎と器量による識別が重視され、相手の程度に応じた対応のし方が、細かく、具体的に教訓されている。

(3) 『御消息』では、親疎による相手の識別はあまり問題にされず、器量による識別も、『御家訓』に比べ、抽象的、観念的である。

(4) 同じテーマ(振る舞うべき相手、状況など)についての教訓的内容は、『御家訓』と『御消息』とでほぼ一致している。

以上のことから、両家訓の間で、思想的な段階的变化があったとみるよりは、⁽²⁰⁾『御消息』は、『御家訓』で述べなかつた部分についての教訓を述べたものとみることができ

るのではあるまいか。⁽²¹⁾

得宗家の人々に対する振る舞い方についての教訓が『御消息』にみえないのは、その必要がない状況だったからではなく、すでに『御家訓』にくわしく記してあったからと考えるのが妥当であろうことは上述したとおりである。

同様に、従者に対する振る舞い方についての教訓は、『御家訓』にくわしく述べられているから、『御消息』では簡略にすまされたと考えられよう。

逆に、家族・親族や社会一般の人々に対する振る舞い方についての教訓は、『御家訓』には少ししか触れられていないので、⁽²²⁾『御消息』で大きく取り上げることになったと考えられる。

しかも、『御消息』において、家族・親族に対する振る舞い方が大きく取り上げられたことには、重要な意味があったのである。

それまでの武家社会においては、親疎を重んじ、それによって自己の去就を決定する風があった。つまり武士たちは、血縁・婚姻・地縁・主従関係その他種々の所縁によって結ばれた縁故集団の中にあつて、そのメンバーとの互助関係の中で生きてきた。ところがそこに北条泰時によつ

て、「親疎あるべからず、好悪あるべからず、ただ道理の推すところ」に従って理非を判断すべし、とする理念がもたらされた。⁽²³⁾ かくして武士は、縁故集団からの自立を求められ、個人の器量が問われる存在となったのである。自己の従者にさえ、器量を評価されるのである。油断はならない。このような状況に対応すべく作成されたのが『御家訓』であったことを論じたのが前稿であった。

このような状況は、『御家訓』作成から十数年を経た『御消息』作成時においても、深まりこそすれ、消失することはない。⁽²⁴⁾ そうなると、頼りになるのは家族と子孫のみということになる。家族こそは一致団結し、協力し合わなければならぬ。だから子は親のいうことに完全に従い（消4）、継母に対してもとやかく言うてはならない（消24）。父親としても妻子のいうことをよく聞いてやらねばならない（消56）。庶子は惣領を親とも主人とも思い、惣領は庶子の面倒を見、一門・親類の世話をしなければならぬ（消54・55）。

かくして、家父長を中心とした家族・一門への依存度が高まった状況に対応して作成されたのが『御消息』であったといえよう。

近年学界に紹介されて話題を呼んだ『六条八幡宮造営注文』に収められた、建治元年五月の「造六条八幡新宮用途支配事」によれば、北条氏は七つの「○○跡」に分れて、この用途を負担しているが、その「○○」は、重時とその兄弟および時房である。すなわち、ちょうど重時の時代に、北条氏の七つの「家」が成立したことをうかがわせる。⁽²⁵⁾ まさに上記のことと符合する事実といえよう。

なお、本節冒頭の(4)に整理したように、同じテーマについての教訓内容が、『御家訓』と『御消息』とで変化が認められないことも、両家訓の間で思想的な段階的变化がなかったことを示しているよう。

無論、十数年間の間には、重時の思想や人生観に何らかの変化が生じたであろうが、両家訓に表現された限りにおいては、それは顕著ではないということである。

以下、「はじめに」で触れた、先学の指摘(i)(ii)(iii)について若干の補足をしておきたい。

まず、(i)『御消息』に仏教的色彩が濃いこと、は誰の目にも明らかである。

しかしそれは、『御消息』が「極楽寺山荘が落成して其処に行ひすました歿年の方に近き時期に」⁽²⁶⁾ 「功成り名遂げて

俗界を退き、悠悠自適の境界から」書かれたものだからであり、その内に「自己や己一家の安穩と繁榮を追求する私的な欲望の上に立つ処生の術」から、「現実の無常を觀じ現実を否定し、……、極樂往生を遂げようとする信仰」への「精神的成長がみられる」というのはどうであろうか。重時は、出家するまで仏教にふれなかつたわけではなく、また出家したからといって、世俗との交りを絶つたわけでもない。⁽³⁰⁾ 実際『御家訓』の第一条にも「仏・神・主・親ニ恐ヲナシ、因果ノ理ヲ知り」と、「因果の理」が説かれているのである。

ではなぜ、『御家訓』では一行説かれるのみであった仏教思想が、『御消息』ではかくも多く語られることになったのであろうか。

それは勿論、重時が晩年に至り、「さても世のはかなき事、夢のうちの夢のごとし」(消・前文)と強く感じるようになり、「たのしきを見ても、わびしきを見ても、無常の心を觀ずべし。それについて、因果の理を思ふべし。生死無常を觀ずべし」(消6)という心境になり、「後生にては必^(かならず) 西方極樂へまいり給ふべきなり」(消1)を強く願うようになったからではあろう。

しかし『御消息』で、人生觀・処生觀の根拠づけのために援用されているのは、仏教ばかりではなく、孔子・老子(消14)、その他の中国古典(消42・43・85・87)も援用されているのである。

それはつまり、従来の武家社会の常識のみでは、自己の思考・行動を律し得ないと重時に感じられたからではあるまいか。『御家訓』は上述のように、得宗家・傍輩・従者の世界であって、そこでの行為の良し悪しの判断は、武家社会の常識・慣習や倫理に則ればよく、仏教の教えを持ち出す必要はなかつたのである。ところが『御消息』の扱う世界は、上述のように、武家社会以外の広範な世界に拡大されたのであり、したがって、より普遍的な基準が求められたのである。しかも武家社会にしても、先程述べたように、「親疎」が否定され、「道理」が導入されるというショックを受けていたのである。してみれば『御消息』で重時が、くり返し仏教教理に触れているのは、自らの一種の精神的動揺・思想的混乱を鎮めんがためであったととらえられるのではあるまいか。

以上のように考えられるならば、先学による指摘の(ii)「『御家訓』では相対的な道德規範であったものが、『御消

息』では絶対性を帯びた道徳律にまで高められている」もやや違った相を帯びてくる。

つまり、重時にとっては、武家社会の常識は、伝統的な武家社会にあっては絶対的なものであり、その限りで『御家訓』も、相対的ではなく絶対的な規範だったと言えるのではあるまいか。ただそれは、武家社会以外では必ずしも通用しないものであることを重時は自覚したがゆえに、『御消息』では、より普遍的な基準を求めたのである。

したがって『御家訓』と『御消息』との関係は、相対的——絶対的という範疇でとらえるより、限定的——普遍的という範疇でとらえる方がより妥当なのではあるまいか。

先学はまた、両家訓ともに「人を敬ふと云ひ、世間に憚ると云つても」、「御家訓」は人によく思われるという目的から出ているから相対的であり、『御消息』は、眼前の効果を期待することのない、宗教心の露出であるから絶対的である、とされる。⁽³¹⁾

しかし『御家訓』において、人によく思われることは、目的というより結果であって、「皆と融和すること」「人を支援すること」「人を敬うこと」「人を批判しないこと」といった理念は、⁽³²⁾重時にとっては、『御家訓』においても『御

消息』においても、絶対的なものであったろう。

ただその理念が具体的に表現される姿は、時と場合によって異なる、相対的なものであることをはっきりと認識していたのが重時だったといえる。

それは『御家訓』において、相手の状態に応じてその振舞い方を細かく規定していること⁽³³⁾において顕著であると同時に、それは『御消息』においても十分に認められる。

たゞし便宜あしくば、所によるべし。(消11)

たゞし事によりて、振舞ふべし。(消31・32)

仰せにしたがうとも斟酌あるべし。それも事によりて、気をも心をもち給ふべし。(消39)

さらに注目すべきは次の箇条である。

道理の中に僻事あり、又僻事のうちに道理の候。これを能々心得給ふべし。道理の中の僻事と申は、いかに我が身の道理なればとて、さして我は生涯をうしなふ程の事はなく、人は是によりて生涯をうしなふべきほどの事を我が道理のまゝに申す。これを道理の中の僻事にて候也。又僻事の中の道理と申は、人の命をうしなふべき事をば、千万僻事なれ共、それをあらはず事なく、人をたすけ給ふべし。是を僻事の中の道理と申

也。かやうに心得て、世をも民をもたすけ候へば、見る人大きく人思ひつく事にて候。又たすけぬる人の喜はいかばかり候べき。もしよそにも其人も悦ことなければ、神・仏のいとおしみをなし、今生をもまぼり、後生もたすけ給ふなり。(消13)

ここでは「道理」さえ、その表われ方は相対的なものと認識されているのである。そして要するに、「世をも民をもたすけ候へば、見る人大きく人思ひつく事にて候」であつて、それは、『御家訓』に「……、一ドナリトモ飲マスベシ。サレバ人ノナツカシク思付ク也」(家12)、「……、大ニ悦テ返事ヲスベシ。サレバナツカシク思也」(家17)とあるのと同断である。

単に、「もしよそにも其人も悦ことなけれ共、神・仏のいとおしみをなし、今生をもまぼり、後生もたすけ給ふなり」といった宗教的言辞の有無によって、『御消息』を絶対的、『御家訓』を相対的と区別することは、あまりに単純に過ぎるのではあるまいか。

蛇足をいえば、『御消息』の第一条には、「神は人のうやまうによりて威を増し、人は神のめぐみによりて運命をたもつ」とあつて、神も、人のうやまいがなければ威をもて

ない、相対的な存在とされているのである。⁽³⁴⁾

最後に、先学の指摘の(Ⅲ)『御家訓』には现实生活に即した具体的な教訓が多いのに対し、『御消息』では抽象的で類型的な教訓が多い⁽¹⁾について触れておこう。

行論の中でも触れたように、『御家訓』には抽象的な表現はほとんどなく、具体的な表現がほとんどであるのに対し、『御消息』には両方の表現があり、『御家訓』との対比でいえば、抽象的な表現が多いといえる。

これは、『御家訓』が、長時という一人の人物に与えられた、限定された世界での教訓であるのに対し、『御消息』が、より多くの子や子孫に向けた、より広範な世界における教訓であることから結果したものと考えられよう。

むすび

「振舞思ベキ様」「心にも思ひ、身にも振舞たまふべき条々」の記された、重時の二つの家訓であったが、本稿および前稿では、主として「振舞」を取り上げて検討した。

次には、「思」の方に焦点を当てて検討するという課題がある。

そこではたとえば、記された表現の出典をつきとめ、語られた思想の由緒を理解することが重要な仕事になるだろう。

『御消息』には、孔子・老子の名前が見え(消14)、また『論語』の引用とおぼしき語句があり(消42)、『淮南子』に見える故事に拠った文章もある(消43)。

仏教思想については、浄土宗西山派の影響が強い⁽³⁵⁾とも、明恵上人(高弁)の影響が大きい⁽³⁶⁾とも言われる。

さらに、先に引用した、『御消息』の第十三条「道理の中に僻事あり、又僻事のうちに道理の候云々」は、次に記す『正法眼蔵随聞記』の記事に通ずるものがあるのではなからうか。だとすれば、道元・禅宗の線も考えなければなら⁽³⁸⁾ない。

法談の次に示して云く、設使我れは道理を以て云ふに、人はひがみて僻事を云を、理を攻て云ひ勝つはあしきなり。亦我は現に道理と思へども、吾が非にこそと云てはやくまけてのくもあしばやなり。只人をも云ひ折らず、我が僻ごとにも謂はず、無為にして止みぬるが好きなり。耳に聴入れぬやうにして忘るれば、人も忘れて嘖^{いか}らざるなり。第一の用心なり。

いずれにせよ、これだけの内容をもつ二つの家訓を著わした重時には、何らかの精神的危機があったに相違あるまい。その危機は、単に重時個人のものではなく、鎌倉武士全体に通じるものであり、時代の課題でもあったはずである。

その危機とはいかなるものであり、それはいかにして乗り越えられようとし、その成果はどうであったのか。次なる課題の森は深く、道は遠い。

注

(1) 日本思想大系『中世政治社会思想 上』(岩波書店、一九七二年)所収。条数の数え方、および本文引用はこれに拠る。

(2) 五味文彦編『中世の空間を読む』(吉川弘文館、一九九五年)所収。

(3) 笈泰彦『中世武家家訓の研究』風間書房、一九六七年。

(4) 桃裕行著作集3『武家家訓の研究』思文閣出版、一九八八年。

(5) 前掲拙稿(以下「前稿」と呼ぶ)では「所属集団」としたが、「所属する縁故集団」と表現を修正したい。

(6) 注(3)(4)所引著書。

- (7) 桃氏注(4) 所引著書、一一一頁。
- (8) 寛氏注(3) 所引著書、一一五頁。
- (9) 前文。
- (10) 前文。
- (11) 『御家訓』第一条をこのように記す。以下同じ。
- (12) 『御消息』第二十二條をこのように記す。以下同じ。
- (13) 村井章介「一三一—一四世紀の日本——京都・鎌倉」(岩波講座『日本通史』中世2、一九九四年、所収) 参照。
- (14) 自己の所領の百姓のことなので、この項に入れた。
- (15) 『御家訓』の第九条「我恩シタラン者ト、散所ノ人トアラシニハ、若^{わか}トモ散所ノ者ヲ賞スベシ」と、『御消息』の第二十六條「わが下部と人の下部と相論する事あらば、おなじほどの道理ならば、我が下部を僻事と定むべし」も同趣旨といえる。
- (16) 『御消息』第五十六條、第九十條も参照。なお『御家訓』の第十三條は、女性に対する振る舞い方というより、自身自身の身の処し方の問題である。
- (17) 『御家訓』第四十二條に、人前の犬を射るな、とあるが、これは人との争いが起こることを戒めているのであって、犬を射ることそのことを問題にしているのではない。
- (18) 注(1) 所引『中世政治社会思想 上』の頭注に、「時ノ綺羅ニヨラデ」の誤写かも知れない、とある。従うべきであらう。
- (19) 家族・親類に対する振る舞い方の教訓については、特に場面についての規定は見られない。
- (20) 二頁参照。
- (21) 『御家訓』は現実論、『御消息』は理想論とする見解もあるが(鈴木国弘氏「武家の家訓と女性」(峰岸純夫編『中世を考える 家族と女性』吉川弘文館、一九九二年、所収)、私は、両家訓とも、理想論であり現実論であると考える。
- (22) 『御家訓』は、初めて公的な世界に出る長時に対して、喫緊の要ある事項に限って、急ぎ認めたために、これらの分野は記されなかったのであろう。
- (23) 『御成敗式目』に付せられた「起請」。そして『御家訓』第十条に、「全ク親疎ニヨルベカラズ。タゞ道理ニヨルベキ也」とある。
- (24) 少し後の時代の北条実時の家訓(注(1) 所引『中世政治社会思想 上』所収)にも、従者に対する不信任感が露わである。
- (25) 石井進「中世の古文書を読む——建治元年六条八幡宮造営注文の語るもの——」(国立歴史民俗博物館編『新しい史料学を求めて』吉川弘文館、一九九七年、所収) 参照。
- (26) 桃裕行氏注(4) 所引著書一一八頁。
- (27) 寛泰彦氏注(3) 所引著書三六頁。

- (28) 笈泰彦氏注(3) 所引著書八一頁。
- (29) 桃裕行氏注(4) 所引著書一一八頁。
- (30) 重時は、死去の年の三月に、大炊助光行と坂路光信の相論を裁決し、四月には、極楽寺山荘に將軍宗尊親王を迎え、時宗に小笠懸をさせている。(桃氏注(4) 所引著書二二九頁)
- (31) 桃氏注(4) 所引著書一五一・一五六頁。
- (32) 一〇頁以下参照。
- (33) 六頁。また第六条・第十四条・第三十四条も参照。
- (34) 『御成敗式目』第一条にも「神は人の敬ひによって威を増し、人は神の徳によって運を添ふ」とある。
- (35) 桃裕行「極楽寺多宝塔供養願文と極楽寺版瑜伽戒本」(同氏注(4) 所引著書所収)
- (36) 笈泰彦氏注(3) 所引著書
- (37) 岩波文庫版『正法眼藏随聞記』第一一〇
- (38) 重時への道元禅の影響を説いた先学に石井利雄氏がいる。同氏「北条重時家訓試考」(『日本歴史』三二二号)